

平成26年鞍手町議会第3回臨時会会議録（第1号）						
平成26年 5月14日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成26年 5月14日 午後1時00分			川野高實		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成26年 5月14日 午後3時44分			川野高實		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	12	岡崎邦博		13	栗田幸則	

職出 務席	議会事務局 局長	渡辺智文	出欠	議会事務局 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	鯨坂健二	出欠	上下水道 課長	原敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	長友浩一	出欠
	会計課 班長	松永憲昌	出欠	福祉人権課 福祉高齢者班 班長	守田純子	出欠
				福祉人権課 児童人権班 班長	中岡博幸	出欠
議事日程		別紙のとおり				
付議事件		別紙のとおり				
会議経過		別紙のとおり				

平成26年第3回鞍手町議会臨時会議事日程

5月14日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第30号 副町長の選任
- 日程第4 議案第31号 鞍手町固定資産評価員の選任
- 日程第5 議案第32号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 議案第33号 専決処分の承認（平成25年度鞍手町一般会計補正予算第9号）
- 日程第7 議案第34号 専決処分の承認（平成25年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号）
- 日程第8 議案第35号 専決処分の承認（平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号）
- 日程第9 議案第36号 専決処分の承認（平成25年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号）
- 日程第10 議案第37号 専決処分の承認（平成25年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号）
- 日程第11 議案第38号 専決処分の承認（平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算第4号）
- 日程第12 議案第39号 鞍手町土地開発公社の解散

平成26年5月14日（臨時会）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

只今から、平成26年第3回鞍手町議会臨時会を開会します。

まず、町長より提出されております、工事請負契約専決処分の報告を、お手元に配布して
いますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において12番議員 岡崎邦
博君及び13番議員 栗田幸則君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期、臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第30号及び日程第4 議案第31号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第3 議案第30号及び日程第4 議案第31号までの2件について、一括して提案
説明を申し上げます。

日程第3 議案第30号は、副町長の選任であります。

現副町長であります本松吉憲氏の任期が本年5月20日で満了となることから、後任の副
町長として、阿部哲氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の略歴につきましては、別紙で略歴書を添付いたしておりますので、ご参照い
ただきますようお願いいたします。

次に、日程第4 議案第31号は、鞍手町固定資産評価委員の選任であります。

本年4月の職員の人事異動に伴い、後任を選任するものであります。

なお、別紙で略歴書を添付いたしておりますので、ご参照下さい。

以上が、日程第3 議案第30号及び日程第4 議案第31号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第30号について、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第31号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第30号及び議案第31号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第30号及び議案第31号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第30号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第31号について、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第30号 副町長の選任を採決します。

本案について、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第30号は同意することに決定しました。

次に、議案第31号 鞍手町固定資産評価委員の選任を採決します。

本案について、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第31号は同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時08分

再開 13時12分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

日程第5 議案第32号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第5 議案第32号は、専決第3号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認であります。

本条例改正は、税負担の公平の確保を目的とした、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額の引き上げ及び中低所得者層の税負担の軽減を目的とした軽減判定所得の引き上げなどを含む地方税法等の一部を改正する法律が、本年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものです。

以上が、日程第5 議案第32号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第32号について、質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回、後期高齢者医療、それから支援金、それと介護納付金課税額の限度額の引き上げということで、これに対する影響を受ける方の人数、影響額等について教えていただきたいと思えます。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田隆一君

只今のご質問にお答えいたします。

今回の限度額の引き上げによる国保税の増額分、それから軽減措置の拡充による税減収の分があります。只今質問がありました限度額の引き上げの影響を受ける世帯数と増額については、後期高齢者支援金に係る引き上げの対象世帯数は47世帯で78万9,100円の増額、介護納付金に係る引き上げ対象世帯数は21世帯で35万5,600円の増額。合計11万4,700円の増額を見込んでおります。但し、これは本年3月31日現在での試算ということで、回答させていただきます。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

中低所得者層の税負担の軽減、これについてはどういうふうな影響がありますか。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田隆一君

5割軽減、2割軽減に係る影響についてですが、世帯数で見ますと、改正前は5割軽減が180世帯、2割軽減が388世帯でしたが、改正後は5割軽減が404世帯、2割軽減が

3 2 5 世帯で、差引 5 割軽減が 2 2 4 世帯の増、2 割軽減が 6 3 世帯の減となります。

介護納付金分では、改正前は 5 割軽減が 1 0 3 世帯、2 割軽減が 1 9 9 世帯。改正後は 5 割軽減が 2 1 0 世帯、2 割軽減が 1 5 8 世帯で、差引 5 割軽減が 1 0 7 世帯の増、2 割軽減が 4 1 世帯の減となります。

2 割軽減がいずれも減ることになるのは、5 割軽減への移行世帯数と、今まで 2 割軽減に係っていないくて、新たに 2 割軽減の対象となる世帯数の差引があるため、2 割軽減だけを見ると減という状況になっております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 3 2 号は、民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 3 2 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 6 議案第 3 3 号から日程第 1 1 議案第 3 8 号までの 6 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 6 議案第 3 3 号から日程第 1 1 議案第 3 8 号までの 6 件は、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、3 月 3 1 日付で専決処分しました補正予算に関する議案であります。

一括して提案説明を申し上げます。

日程第 6 議案第 3 3 号は、専決第 4 号 平成 2 5 年度鞍手町一般会計補正予算第 9 号の承認であります。

本補正予算は、国の財政手続きの関係から国、県支出金地方譲与税及び県交付金並びに地方交付税等の確定が遅れたことや、歳出の執行残の減額等により、歳入歳出それぞれ 1 億 8, 2 2 2 万 9 千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ 8 3 億 4, 6 3 8 万 2 千円といたしました。

補正の主なものを申し上げますと、歳入では、1 款 町税のうち 4 項 町たばこ税で 3, 7 9 9 万円、6 款 地方消費税交付金で 1, 0 3 9 万 3 千円、1 0 款 地方交付税のうち特別交付税が確定し、1 億 1, 7 4 9 万 2 千円などを追加しております。

また、歳出では、3 款 民生費のうち 1 項 1 1 目の障害者自立支援費において利用者増等による事業費の追加、4 款 衛生費のうち 2 項 3 目のじん芥処理費でごみ袋販売取扱業務委託料の追加などを行っておりますが、ほとんどが歳出予算の執行残による減額を行って

おり、歳入歳出における不用額3億6,675万4千円につきましては、財政調整基金、減債基金及び退職手当基金の3つの基金に積立金を追加することにより歳入歳出予算を調整しております。

これにより、歳入歳出それぞれ1億8,222万9千円追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ83億4,638万2千円といたしました。

次に、日程第7 議案第34号は、専決第5号 平成25年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号の承認であります。

本補正予算は、歳入歳出が確定したことに伴い、歳入歳出それぞれ6万6千円を増額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ90万8千円といたしました。

次に、日程第8 議案第35号は、専決第6号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号の承認であります。

本補正予算は、歳入歳出が確定したことに伴い、歳入歳出それぞれ1,771万8千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ6億8,202万5千円といたしました。

次に、日程第9 議案第36号は、専決第7号 平成25年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号の承認であります。

本補正予算は、歳入歳出が確定したことに伴い、歳入歳出それぞれ1,034万1千円を増額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ6,066万7千円といたしました。

次に、日程第10 議案第37号は、専決第8号 平成25年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号の承認であります。

本補正予算は、歳入歳出が確定したことに伴い、歳入歳出それぞれ49万4千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ732万3千円といたしました。

次に、日程第11 議案第38号は、専決第9号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算第4号であります。

本補正予算は、歳入歳出が確定したことに伴い、歳入歳出それぞれ133万2千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ7億7,446万1千円といたしました。

以上が、日程第6 議案第33号から、日程第11 議案第38号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第33号について、まず、歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の23頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、23頁から29頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

26頁の財政調整基金費、不用額約3億6千万円を3つの基金に振り分けたとの説明でし

たが、その額の根拠について、分かったら教えて下さい。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

この積立金の配分につきましては、概ね3分の1ずつという形に判断して、今回積み立てました。これまで、補正額で剰余金が、不用額が出た場合につきましては、主に財政調整基金に過去積み立てた場合と、公債費の基となります減債基金の方に財源を過去積み立ててまいりました。

ただ、今後、平成27年度以降につきましては、10年間におきまして、職員の定年退職者が44名発生することに伴います、退職手当の必要額が約9億200万円見込まれますので、今後は、剰余金がでた場合につきましては、財政調整基金費と、減債基金費と、そして職員の退職手当基金の方に割り振って積み立てていきたいと考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

分かりますが、職員の退職というのは前々から分かっていたことで、また、基金について現在どのくらいあるのかということと、これは、やはり計画的に積み立てていかないといけないのではないかというふうに思うわけですが、その点についてお答え下さい。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

まず、現在の基金の残高についてお答えいたします。

今回の3つの積立金を執行後の残額という形になりますが、財政調整基金費で14億6,800万円、減債基金で7億2,100万円、そして退職手当基金で1億3,300万円ぐらゐの額となっております。

退職手当基金につきましては、退職手当につきましては、大体職員の給料月額の間総額に対する、大体12%ぐらゐは積み立てる財源を持っておかないといけないというふうになりますので、それを毎年、今後、それに合うように積み立てていきたいというふうを考えております。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

給与の12%といたらいくらになるのですか。9億になるのですか。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

職員の給与総額につきましては、現在ですと一般会計職員の部分で、5億ぐらいになります。その5億の12%となりますので、単独年とすれば6千万円ぐらいが、本来その基金の積み立てる額になりますが、今後10年間分を想定すると、6億ぐらいの基金は積み立てておかないといけないというふうになっています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、29頁から41頁まで質疑ありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から、7款 商工費まで、41頁から44頁まで質疑ありませんか。

次に進みます。

8款 土木費及び9款 消防費まで、44頁から49頁まで質疑ありませんか。

次に進みます。

10款 教育費から、13款 諸支出金まで、50頁から61頁まで質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

13頁をお開き下さい。

一括して質疑をお受けします。

13頁から22頁まで質疑ありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第33号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第33号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第34号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第34号は、民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第34号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第 35 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 35 号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 35 号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第 36 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 36 号は、民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 36 号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第 37 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 37 号は、民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 37 号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第 38 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 38 号は、民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 38 号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 12 議案第 39 号を議題とします。

本案については、地方自治法第 117 条 除斥の規定により、6 番議員 原哲也君、9 番議員 久保田正之君、11 番議員 宇田川亮君の退席を求めます。

(「3 議員」議場から退席)

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第12 議案第39号は、鞍手町土地開発公社の解散であります。

鞍手町土地開発公社は昭和54年10月26日に設立されて以来、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的として、鞍手町に代わって公共用地、公用地等の取得、管理処分等を行ってきました。

しかし、平成6年7月に小牧用地内の一部用地の取得を最後に今日まで土地の先行取得はありませんでした。

また、今後も大規模な土地の先行取得を必要とする事業の予定がなく、国が事業計画のない公社については解散するよう指導通達を行っていることから、当公社の設立当初の目的を達成したと認められるため、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項及び鞍手町土地開発公社定款第26条第1項の規定により公社解散について議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第39号について質疑ありませんか。

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

まず、今日配られている資料等がありますので、それを見ながら質問をさせていただきます。3項目ほど質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、1点目なんですけど、協定書及び覚書が、いわゆる契約書に当たるとは思うのですが、これを見ますと、学校法人と公社との間の契約というふうな形になっているみたいですが、先の行政報告にもありましたように、理事長等も亡くなっているというようなことを聞いていますが、学校法人、理事長、個人等への責任と、契約の履行請求範囲内というものはどうのように判断したらいいのか、その辺を教えてください。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

まず、その責任範囲につきましては、弁護士とも確認いたしまして、まず、契約につきましては、あくまでも学校法人国際電子整備学園という形になっておりますので、これが個人に及ぶということにはならないということになっております。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

そうしますと、行政報告にあった理事長が亡くなったのが24年5月ということですが、理事長等への相続人に対する請求権も発生しないというふうに判断していいのですか。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

その旨も弁護士に確認しまして、理事長個人の遺族の方に賠償請求が行われるということはないということでございます。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

それでは、学校法人についてお伺いします。

学校法人の現在の活動状況を教えてください。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

本日配布させていただいております資料でございますが、この資料につきましては、本年1月29日に第1回の理事会を開催したときの資料と、それから、3月27日に第2回の理事会で、解散に関してお諮りしました議案の写しを資料として添付させていただいております。

それにもう1つ、最新の状況として5月9日現在での学校法人の履歴事項全部証明書、それと最新の解散に関する手続きという形で配布させていただいております。

資料の41頁をご覧くださいと思いますが、学校法人の現在としまして、履歴事項全部証明書という形では、あくまでも所在地が鞍手町大字小牧2122番地という形です。

役員に関する事項としては、理事長として宮地弘剛様という形になっております。

平成24年5月に理事長が亡くなられた以降も、この学校法人の登記上の関係は全然変わっておりません。ですので、実体のない学校法人という形になっております。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

実体がないという表現が、確かに先の行政報告の中にもありまして、状況としては学校法人はあるけれども、活動がされていないというふうな判断ができるのかなと思います。

理事長が亡くなった後に、債権者、債権者という言葉が適切かどうかは分かりませんが、請求権を持っている者として、この法人に対して、他の理事等を代理で代表者とする、そういうふうな法的手続きというか、そういうものができなかったのかどうかを教えてください。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

只今のご質問の件につきましては、これも弁護士に、法的に可能なかどうかということの確認させていただいております。

弁護士の回答では、学校法人を改めて学校法人として機能させることは、法的には不可能ではないということでございます。ただ、これを学校法人として機能を持たせるためには、かなり難しい手続きになると。実質的にはほぼ無理だろうということございました。

以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

実質的にはほぼ無理だろうというのは、結局請求権が及ぶような活動をさせるのが無理というふうに判断しているのか、それとも、学校法人自身を活動に導くというか、請求できるような状態になるのか、それとも、状況は変わらないけれども法人としての活動をさせるだけのものとするものなのか、その辺はどうですか。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

学校法人としての機能を復活させることはほぼ無理だというご判断のようです。内容としては、もし学校法人を今の状態から、学校法人として機能を復活させるためには、まず、財産管理人等を立てて、今学校法人が持っている財産、それから逆に今度は債務があるのであれば、その債務を整理して、尚且つ理事会として理事をもう一度選出するというような流れになっていますので、今の状態では本町の債務が約11億9千万円ございますし、他の私学共済の方にも負債が、債務があるということがございますので、これは改めて抱えて学校法人として設立される方というのは出て来ないだろうという弁護士のご判断でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

最後の項目として、解散、現時点から、今後の予定等についてお伺いたします。

第1点目といたしましては、理事長が亡くなったのが平成24年、それから学校法人がそういうふうな形で実体のない法人であるということ把握されてからはかなりの時間が経っているのではないかなと思います。解散の時期をこの時期に決定した理由を教えてください。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

まず、先になぜこの時期かということに対して、ご説明をさせていただきます。

この理事長が亡くなられたのは24年の5月ですけれども、町としてそれを把握したのは24年の6月でございます。そこから、当然亡くなられた状況を把握してから、公社の取扱についてはいろいろ協議はしておりました。その後、前町長がお亡くなりになりまして、この公社の取扱について判断を仰ぐところが、ちょっと中断しておりました。

その後、徳島町長が1月に就任されまして、この旨を報告しましていろいろ協議を進めておりました。そして昨年の9月議会におきまして、議員さまより土地開発公社の解散についてのご質問をいただきまして、そのときに徳島町長が、この分については前向きに検討するというふうに答弁されております。

その、町長の答弁を受けまして、事務局としましても弁護士等と協議をさせていただきまして、現在に至ったということでございます。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

そういう経緯があって、現時点で解散をしようという方向に決断をされたということですが、債権債務を持っている団体が解散しますので、今後のスケジュールも資料に載っているのですが、何分今日もらって、今日見ているものでなかなか印の時期とか、そういうのがどうということなのかということも含めまして、今後のスケジュール、それから現在有している債権、清算業務等も行われるのだらうと思いますが、まず、今後のスケジュール等について教えて下さい。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

今後の流れにつきまして、関係の法令に基づいてご説明をさせていただきたいと思えます。

今日お配りしております資料の27頁の公有地拡大の推進に関する法律の抜粋というものをご覧いただきたいと思えます。

土地開発公社の設立、解散につきましては、その根拠法令となりますのは、公有地の拡大の推進に関する法律、いわゆる公拡法といわれるものですが、この公拡法の改正につきましては、22条が公拡法令となります。

土地開発公社は、設立団体が、その議会の議決を経て都道府県知事の認可を受けたときに解散という形になるというふうになっています。ただ、この議会にかける前には、この土地開発公社の出席理事の4分の3以上の同意がないと解散できないことと、議案として上げることができないこととなっています。

これにつきましては、3月27日に理事会を開催いたしまして、理事にこの議案をお諮りいたしました。そして、全員の同意をいただいております。そして本日の議案提出という形になっております。

そして、議決を経た後に、今度は清算人を設立しています。そこは、27頁の第22条の3というところになります。土地開発公社が解散したときは、理事がその清算人となるという形になっております。

38頁をご覧いただきたいと思います。今、現在12名の理事の方がいらっしゃいます。公社の理事会におきまして、この清算人の選任案をお諮りしまして、これも同意をいただいております。

ここに上がっておられる理事の方々が引き続き清算人になるという形になっております。

この清算人において土地開発公社の清算を行っていただくという形になるのですが、清算人の職務といたしまして、一番最後のところに、22条の7 清算人の職務及び権限というのがございます。1号に現務の結了。2号に債権の取立て及び債務の弁済。3号に残余財産の引渡しという、清算人の職務と権限が規定してあります。

今回土地開発公社につきましては、債務はございません。ただ、学校法人国際電子整備学園に対する損害金として、金額としましては、正確には10億9,356万4,637円の損害金として債権がありますので、この部分について清算人の方々に、処分として取り立ての手続きを行っていただくという流れになります。

そして、取り立ての結果、おそらくこの債権については取り立てが不可能と、今のところはなかなか難しいのではないかと考えております。

これについては、債権も財産というふうになりますので、これは清算人会の中で債権の取扱について協議していただいて、最終的には清算人の方で債権の放棄をしていただくか、若しくは町の方にそのまま残余財産として引き継がれるという形になるかと思っております。

方法としては以上ですが、最終的にその手続きが全部終わりました清算人が結了報告の届出を、県知事及び鞍手町に行いまして、そして解散という形になります。

その内容につきましては、資料の43頁に事務の事項ごとによって時系列で、その事務のタイミングとして表のスケジュール案を付けさせていただいております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

一部清算人等の決定から、清算の内容等の一部についてのご説明をいただきましたが、おそらく、これから清算業務が始まって、そして、その後いずれかの結果が出て、債権、債務を確定させた後に町に帰属させるというような形になると思っておりますが、公社の議案ですので、これ以上聞いていいのか分かりませんが、帰属後、町はどのようなスケジュールを持っているのか、その辺も答えられれば答えて下さい。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

残余財産につきましては、まず、本年3月31日現在で現金が1億1,965万6,41

8円ございます。

それと、先程申しました債権という形になりますが、この債権につきましては、先程の説明が不足しておりましたが、この債権の取り立てにつきましては、過去にもご説明したのではないかと思うのですが、債権を全額取り立てるということになりますと、訴訟に対する着手金ですとか、印紙代等で約3千万円近い費用が掛かるというふうになっています。

その部分につきましては、資料の31頁をご覧くださいと思います。

今回、弁護士さんと相談した結果、この清算人としての職務を遂行していただくにあたりまして、仮にこの債権分全額の10億9,356万4,637円に対して全額の訴訟を起こした場合に、一番下の合計欄になりますが、成功報酬まで含めると約8千万円を超える訴訟費用が掛かるというふうになっています。

これは成功報酬ですけれども着手金、印紙代等で2,900万円を超える費用が掛かるというふうに試算ができています。これも、ほぼ取れる見込みがないということに基づきまして、弁護士の方からご提案を頂きまして、やはり清算人の方としての職務がございますので、その職務を果たしていただくためには、債権の取り立てという手続きは行わなければならないということになっていますので、これにつきましては一部請求という形で弁護士さんからご提案を頂きまして、表の左側にありますが、200万円で一部請求をして、そうすると、その費用としましては総額で60万7千円程度が見込まれると、それで債権の取り立てを行ったらどうかというご提案で、今回その流れでやらせていただくということで、公社の方にもご説明をさせていただいています。

それから、先程ご説明いたしました現金1億1,900万円の取り扱いにつきましては、本年2月28日に大元となります西川沿岸大型かんがい排水施設運営協議会の方に、協議会を開催して頂きまして、過去土地開発公社の土地を買い上げるときに、この基金の方から22億6千万円の費用を取り崩して、これに充てたという経緯がございますので、2月28日の運営協議会におきまして債権の取り扱いですとか、今後の返済についてはどのように考えているのかというご質問をいただいて、その時に徳島町長は、これは将来に亘って町が返して行くのだということのご答弁をされております。

今回の1億1,900万円の内、出資金として500万円は町の一般会計に戻して、訴訟費用を引いた残りの約1億1,400万円ぐらいになるかと思いますが、この部分につきましては、一旦一般会計へ受け入れた後に、かんがい基金の方に積み立てるという予定でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

最後に説明がありました。公社の土地を町が買い上げた時点で22億6千万円ほどかんがい基金から借用しているわけですが、町長は将来に亘って、これは町が返して行くお金だ

というような答弁を西川沿岸大型ポンプの協議会の中で説明をされたというような説明がありました。これは多額の金額でもありますが、実際にはどのような形で返済しようというお考えがあるのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

町長に代わりましてお答えいたします。

かんがい基金の関係は、前町長時代から返すということは明言されて来ておりますので、その内実行するわけですけれども、現在、元土地開発公社が持っていた保有地はまだ残っておりますので、これが処分できたものは当然かんがいの方に戻すと。ただ、総額が当然22億には至りませんので、将来的に町の財政が余裕ができるといった状況には戻していきけるのではないかと、ただ、これはあくまでも将来的な予想ですので、現在申し上げられるのは、元公社が持っていた土地が処分できれば、これは必ずかんがいに戻して行くといった方向で行きたいというふうに思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

わかりました。

残余財産の1億1千万円についてですが、これはかんがい基金の方に入れるというようなご答弁でした。この入れる時期というか、これは債権債務が確定してというようなことではありませんが、実際土地開発公社については設立団体は鞍手町でもありますし、余ったものについては鞍手町に帰属すると解散の資料の中にもあります。ですから、今この時点でも補正を組んで1億1,400万円は入れられたのではないかというふうに思うのですが、如何ですか。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

公社の解散の手続き、スケジュールは43頁をご覧くださいと思います。

これから清算人等を立てて解散の手続きを行っていくことになるのですが、一番左の列で言いますと最終的に14番のところになるのですが、清算人によって残余財産の確認をして、最終的に町への帰属という形になってまいります。その時期としましては、平成26年12月頃と予定ではなっていますが、これは清算手続きによる損害賠償の訴訟等の手続き等によって、若干ここは前後するかも知れませんが、一応残余財産が確定した段階で予算としては計上させていただくという考えでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第39号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第39号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

ここで原哲也君。久保田正之君。宇田川亮君に、議場に戻っていただきます。

(「3議員」議席に着席)

これより委員会審査のため、しばらく休憩します。

休憩 14時00分

再開 15時28分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

日程第5 議案第32号から日程第11 議案第38号までの5件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。
栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第32号 専決処分の承認 (鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

議案第34号 専決処分の承認 (平成25年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号)

議案第36号 専決処分の承認 (平成25年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号)

議案第37号 専決処分の承認 (平成25年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号)

議案第38号 専決処分の承認 (平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算第4号)

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第32号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 3 4 号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 3 6 号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 3 7 号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 3 8 号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 3 2 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 3 4 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 3 6 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 3 7 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 3 8 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 3 2 号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 3 2 号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第 3 4 号 専決処分の承認（平成 2 5 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正

予算第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第34号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第36号 専決処分の承認(平成25年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第36号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第37号 専決処分の承認(平成25年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第37号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第38号 専決処分の承認(平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算第4号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第38号は委員長報告のとおり承認されました。

次に進みます。

日程第6 議案第33号及び日程第8 議案第35号の2件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第33号 専決処分の承認(平成25年度鞍手町一般会計補正予算第9号)

議案第35号 専決処分の承認(平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号)

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 3 3 号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 3 5 号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 3 3 号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 3 5 号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 3 3 号 専決処分の承認（平成 2 5 年度鞍手町一般会計補正予算第 9 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 3 3 号は委員長報告のとおり承認されました。

次に議案第 3 5 号 専決処分の承認（平成 2 5 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第 5 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 3 5 号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第 1 2 議案第 3 9 号を議題とします。

本案については、地方自治法第 1 1 7 条 除斥の規定により 6 番議員 原哲也君、9 番議員 久保田正之君、1 1 番議員 宇田川亮君の退席を求めます。

(「3 議員」議場から退席)

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教副委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教副委員長。

○ 5 番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告を行います。

議案第 3 9 号 鞍手町土地開発公社の解散。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定した

ので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから副委員長報告に対する質疑を行います。

議案第39号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第39号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第39号 鞍手町土地開発公社の解散を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第39号は副委員長報告のとおり可決されました。

ここで、原哲也君、久保田正之君、宇田川亮君に、議場に戻っていただきます。

(「3議員」議席に着席)

ここで、5月20日任期満了により退任されます、本松副町長から挨拶の申し出があります。これをお受けしたいと思います。

本松副町長の挨拶をお受けします。

○副町長 本松 吉憲君

私、今月の20日をもって任期満了となります。その中で挨拶の機会をいただきましたことを、議長さんをはじめ議員の皆様には厚く御礼を申し上げます。

先程も言いましたように、副町長にご選任いただきまして早4年というか、やっと4年というか、このようにいろいろありましたが、20日をもって任期満了となります。

私は、昭和48年4月1日に奉職いたしまして、副町長の任期を含めて41年という長い期間でございましたが、ここで役場人生を終えることとなります。

これまで、本当にいろいろありましたが、副町長として任期を無難に送れたこと、柴田前町長、徳島町長、議長さん、議員の皆様、それから職員と多くの住民の皆様に支えられたことに感謝申し上げます。私が今日あるのは皆様からご理解、ご指導とご厚情賜ったことによるものだとは本当にこの場をお借りしましてお礼を申し上げたいと思います。退任に当たりまして重ねて感謝申し上げますと共に、鞍手町議会の限りないご発展と、皆様のご健勝と更なるご活躍を祈念申し上げます。本当に意を尽くせませんが簡単ではございますが、退任の挨拶とさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。

○議長 川野 高實君

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成26年第3回鞍手町議会臨時会を閉会します。

閉会 15時44分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 川 野 高 實

議員 岡 崎 邦 博

議員 栗 田 幸 則